

会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事 仕様書

1 工事概要

- (1) 工 事 名 会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事
- (2) 工事場所 福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙 746 番地
- (3) 工事種目 建築物解体撤去及び埋設合併浄化槽解体撤去外

2 一般事項

- (1) 本工事实施のための諸施設及び労務者の管理について、関係労働法、その他の法律に定めるところによるものとする。
- (2) 仕様書に記載のない場合又は、本工事箇所について不明な点が生じた場合は、監督職員の指示による。
- (3) 作業時間は、近隣住居者の迷惑とならない常識的な時間帯を設定する。
- (4) 近隣住居者に対し、事前に工事概要についてビラを配布の上説明し、環境保全等で紛争を生じさせないように努めること。また、紛争が生じたときは監督職員に報告するとともに、請負人の責任において遅滞なく解決を図る。
- (5) 工事着工前に境界を確認し境界標の保全に努める。
- (6) 本工事完成に際して、現場の後片付け整理を行う。
- (7) 工事に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）等関係法規に基づき適正に処理すること。

3 給水、下水管の切断等

- (1) 給水及び下水管は敷地境界線上プラグ止めとする。
- (2) 切断方法、及び切断仕様については、下郷町役場と協議施工のこと。
- (3) 上水道廃止（給水装置廃止）届及び浄化槽使用廃止（工作物撤去）届については、会津森林管理署において手続きを行う。

4 工事写真

(1) 撮影基準

工事過程を下記の撮影基準により写真撮影を行う。

なお、本仕様に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」による。

ア 解体撤去箇所作業前・作業中・作業後の近景及び全景写真。

イ 解体撤去が明瞭に判断できる写真。

ウ 運搬前の埋設物が集積されている状況の写真。

エ 廃棄物の廃棄状況が明瞭に判断できる写真。

オ 撮影対象に必要な応じてスケール及び説明事項（寸法、位置、撮影日時等）を記載した紙又は板を添えて撮影すること。

(2) 提出書類

工事完成時に下記書類（各1部）を監督職員に提出すること。

ア 工事写真帳

表紙及び背表紙に業務名、工期（年・月）を記載し、パイプファイルを用いて製本すること。

イ 工事写真一式の電子納品 CD-R

保存ケースと CD-R 本体には、業務名、工期及び索引を印刷すること。

5 安全対策

- (1) 工事施工に当たっては、関係法規を遵守し、災害の防止に努める。
- (2) 工事区域には、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずるほか、隣接民家及び隣接道路通行者にも十分注意する。
- (3) 本工事の施工中、破片・塵埃その他の飛散物により第三者に損害及び危害を与えないために必要な措置を講ずる。

6 解体工事に係る石綿事前調査結果

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第 4 条の 2 の規定に基づき、事前調査の結果等の報告をすること。

（アスベストの使用の有無に関する調査（事前調査）は会津森林管理署において実施済み（調査結果は契約後提供する。）。）